

- 第7条 専門委員会の委員長は、その委員会における会務を統括し、その委員会を代表し運営委員会に参加する。副委員長は、委員長を助け、委員長事故あるときはその職務を代行する。
- 第8条 専門委員は必要に応じ、随時会合を開催する。専門委員会の会合は委員長が招集してその会の議長となる。
- 第9条 会長が必要と認めたときは、委員長に対し会合の開催を求めることができる。また、委員の3分の1以上の同意があれば、委員長に対し会合の開催を求めることができる。
- 第10条 委員長が前条の規定によって会合の開催を求められたときは、すみやかに会合を開かなければならない。
- 第11条 専門委員会において協議の結果、必要と認めたときは、委員長は会長に対し運営委員会の開催を求めることができる。
- 第12条 2つ以上の専門委員会に関係がある事業が生じたとき、委員長は関係委員会の委員長と協議し、会合を開くことができる。この場合の議長は出席者の協議によって決める。
- 第13条 会合を開くときは、その3日前までに、日時・場所・議題を会長に連絡しなければならない。ただし急を要するときはこの限りではない。
- 第14条 会長および委員長から出席を求められた者は会合に出席して、意見を述べることができる。ただし議決に加わることはできない。
- 第15条 この規定に定められたもののほか、専門委員会の運営に必要な事項は、各専門委員会で適宜定めることができる。

(付 則)

1. この規定は昭和24年6月19日より実施
2. 昭和29年3月7日一部改正
3. 昭和33年12月13日一部改正
4. 昭和42年4月22日より改正実施
5. 昭和48年4月19日一部改正
6. 昭和60年2月15日一部改正
7. 平成元年1月31日一部改正
8. 平成9年2月6日一部改正
9. 平成17年12月14日一部改正
10. 平成27年4月24日一部改正
11. 平成30年1月22日より一部改正実施